

# 火災の被害を 受けられた方へ

この度は火災の被害を受けられたことについて心からお見舞い申し上げます。

今回の火災で被害を受けられた方は、お住まいやお金などの各種の救済・支援制度を受けられる場合があります。

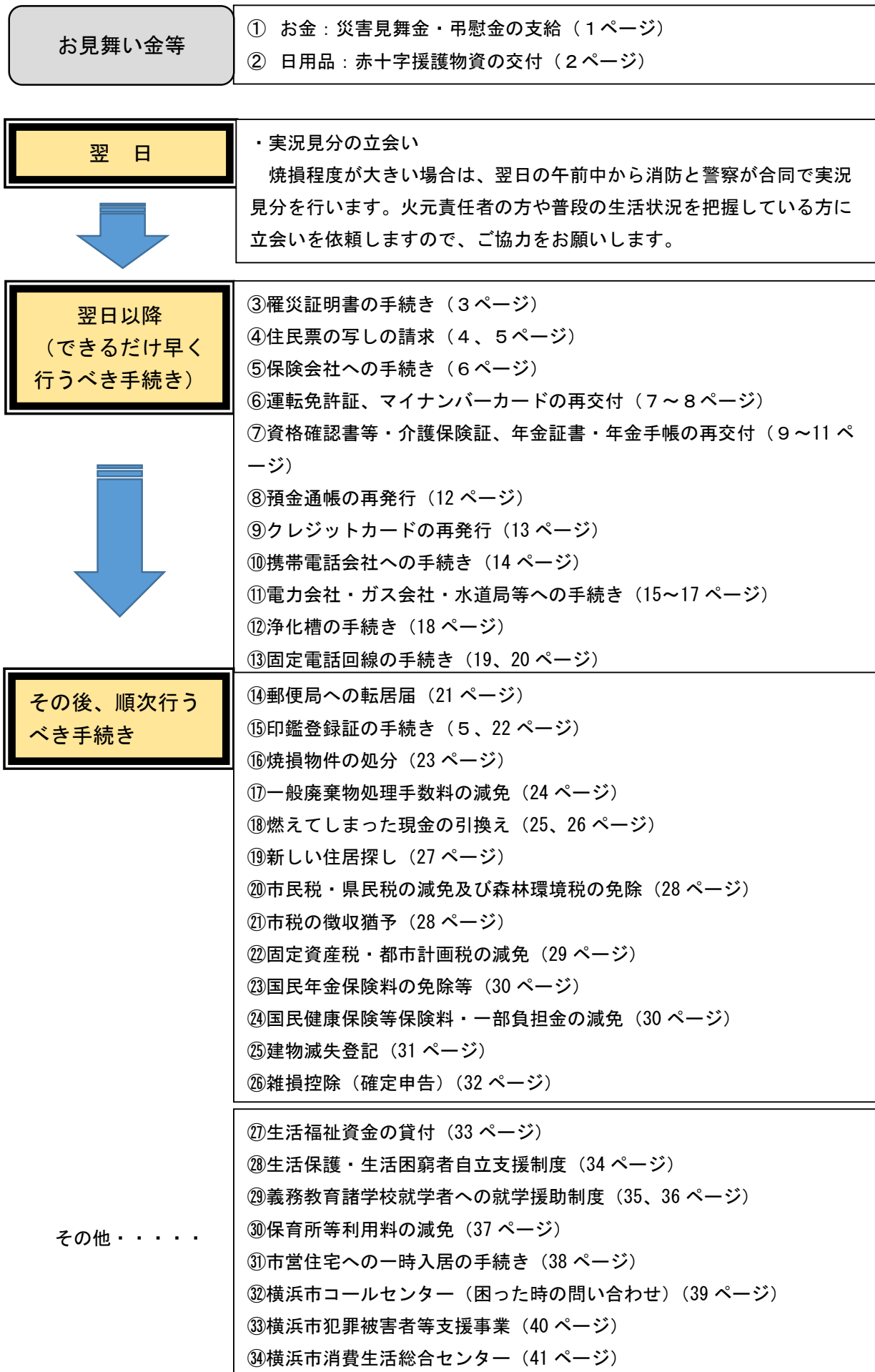
救済・支援制度は、手数料の減免など区役所でお手続きするものと、その他の官公署でお手続きするものがあります。

また、官公署以外においても生活再建に関係する諸手続きがございます。

この冊子では、それらの一部をご案内しておりますので、被害の程度により該当するものについてお手続きください。



## 「火災の鎮火後」から「生活再建」への手続き等の流れ



## 手続き等の担当窓口別一覧

|                  |          |                                         |                 |
|------------------|----------|-----------------------------------------|-----------------|
| 区役所              | 戸籍課      | 住民票の写しの請求                               | 口、本、手           |
|                  | 福祉保健課    | 見舞金・弔慰金の支給                              | (本)             |
|                  | 戸籍課      | 印鑑登録証の手続き                               | 印、本             |
|                  | 税務課      | 市民税・県民税の減免及び森林環境税の免除                    | 罹示              |
|                  | 税務課      | 固定資産税・都市計画税（家屋）の減免                      | 罹示              |
|                  | 戸籍課      | マイナンバーカードの再交付                           | 罹示、本、手          |
|                  | こども家庭支援課 | 保育所等利用料の減免                              | 罹示              |
|                  | 保険年金課    | 国民年金保険料の免除                              | 罹示、本            |
|                  |          | 国民健康保険等保険料・一部負担金の減免                     | 罹示              |
| 資格確認書等・介護保険証の再交付 |          | 本                                       |                 |
| 年金事務所            |          | 年金手帳・基礎年金番号通知書の再交付<br>※加入者別に担当窓口が異なります。 | 本               |
|                  |          | 年金証書の再交付                                | 本               |
| 総務局              | 償却資産課    | 固定資産税（償却資産）の減免                          | 罹示              |
| 税務署              | 各税務署     | 雑損控除（確定申告）                              | 罹出              |
| 神奈川県警察           | 運転免許センター | 運転免許証の再交付                               | 手、本             |
| 建築局              | 市営住宅課    | 市営住宅への一時入居手続き                           | 罹出、住            |
| 資源循環局            | 居住区の事務所  | 一般廃棄物処理                                 | 罹出              |
| 市民局              | 人権課      | 放火による犯罪被害者への支援                          | 罹出、住、(印)<br>(他) |
| 法務局              |          | 建物滅失登記                                  | 罹出              |
| 郵便局              |          | 転居届                                     | 本               |
|                  |          | 貯金通帳の再発行                                | 手、印、本           |
| 銀行               |          | 預金通帳の再発行                                | 手、印、本           |
| 保険会社             |          | 各種保険申請                                  | 罹出              |

【必要なもの】省略記号内訳

罹出＝罹災証明書の提出、罹示＝罹災証明書の提示、住＝住民票

手＝手数料、印＝認印、本＝本人確認書類、□＝口頭による本人確認

マ＝マイナンバーカード

※ 本人確認書類とは、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、官公署から発行・発給された書類でその官公署が顔写真を貼付したもの、健康保険等の資格確認書、年金手帳などですが、手続きにより異なりますので、各項目をご覧ください。

※ 上記の全ての手続きを行うには、罹災証明書は7通必要です。

|      |    |
|------|----|
| チェック | メモ |
|      |    |

## ①災害見舞金・弔慰金の支給

### ■ 支援の内容

火災、風水害、地震等により被害を受けたとき、被災者又はその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給します（この冊子では火災についてのみご案内します）。

| 団体名                  | 世帯       | 全焼    | 半焼    | 死亡     | 重傷                             |
|----------------------|----------|-------|-------|--------|--------------------------------|
| 横浜市                  | 複数       | 5万円   | 3万円   | 10万円/人 | 1か月以上入院 3万円/人<br>6か月以上入院 5万円/人 |
|                      | 単身       | 3万円   | 2万円   |        |                                |
| 日赤横浜市<br>地区本部<br>委員会 | 複数       | 2.5万円 | 1.5万円 | 5万円/人  | 1か月以上治療 2万円/人                  |
|                      | 単身       | 1.5万円 | 1万円   |        |                                |
| 日赤神奈川県支部             | —        | 1万円   | 1万円   | 2万円/人  | 2週間以上入院 1万円/人                  |
| 日赤地区<br>委員会          | 各区により異なる |       |       |        |                                |
| 神奈川県<br>共同募金会        | —        | 1万円   | 5千円   | 1万円/人  | 5千円/人                          |
| 区社会福祉<br>協議会         | 各区により異なる |       |       |        |                                |

※ 死亡・重傷は一人当たりの金額です。

※ 災害弔慰金の支給等に関する条例が適用される場合を除きます。

※ 自己の故意又は重大な過失（住家内での火遊び等）による火災は対象外です。

### ■ 対象となる方

市内に居住する方で、火災により①居住する住家に、要綱に定める支給基準に該当する被害を受けた方、②死亡者のご遺族、③重傷者

### ■ その他

- ・被害状況の確認及び手続き終了後、支給されます。
- ・罹災証明書など、書類の提出をお願いする場合があります。

### ■ 担当窓口

各区役所 福祉保健課（横浜市分）（43 ページ参照）

各区社会福祉協議会（日赤・共同募金・区社会福祉協議会分）（45 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②赤十字援護物資の交付

### ■ 支援の内容

火災等により住宅が半焼・半壊以上の被害を受けた場合、ならびに火災の消火活動に伴い、住家に甚だしい被害を受けた場合に、無料で日本赤十字社神奈川県支部の援護物資を受取れるものです。

### ■ 援護物資の内容

- ・ 歯ブラシ（2本）
- ・ 歯磨き粉（1ケ）
- ・ リンスインシャンプー（1本）
- ・ ボディーソープ（1本）
- ・ ひげ剃り（1本）
- ・ ヘアブラシ（1本）
- ・ 洗濯洗剤（5袋）
- ・ 洗濯ロープ（1本）
- ・ 洗濯ばさみ（10ケ）
- ・ ポケットティッシュ（5ケ）
- ・ 絆創膏（15枚）
- ・ 軍手（1双）
- ・ シャープペンシル（1本）
- ・ ボールペン（1本）
- ・ 大学ノート（1冊）
- ・ 石鹸（1ケ）
- ・ 消しゴム（1ケ）
- ・ フェイスタオル（2枚）
- ・ バスタオル（1枚）
- ・ 毛布（1枚）
- ・ ファスナーファイルケース（1枚）
- ・ A4版収納ケース（1ケ）

援護物資一式が入ったバッグ



### ■ その他

上記、「支援の内容」に該当する被害を受けた住宅に居住する方のうち、希望者全員に交付されます。

### ■ 担当窓口

各区 社会福祉協議会（45 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ③罹災証明書の手続き

火災によって生じた被害に関する証明書です。

### ■ 対象となる方

- ・罹災物件の所有者、管理者、占有者
- ・罹災物件の担保権者、保険金受取人
- ・上記の対象となる方が個人の場合は親族、法人等の場合は従業員
- ・その他罹災物件と関係のある方

### ■ 受付時間

8 時 45 分から 20 時 00 分まで

※ あらかじめ担当窓口へ連絡をお願いいたします。

### ■ 必要なもの

- ・身分証明できるものをお持ちの方は、ご持参ください。
- ・代理人による申請の場合は、委任状が必要となりますが、以下の方は不要となります。
  - ① 申請者の配偶者又は同居親族
  - ② 申請者が法人の場合は、法人の従業員等（社員証、職員証等をご持参ください）

### ■ 手数料

手数料はかかりません。

### ■ 担当窓口

各消防署 警防課 調査担当（42 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ④住民票の写しの請求

### ■ 窓口請求できる方

- ・ 本人等  
横浜市内に住民登録している本人及び同一世帯員

### ■ 請求に必要なもの

- ・ 窓口へ来た人の本人確認書類  
運転免許証、パスポート(旅券)、マイナンバーカード(個人番号カード)、  
在留カード又は特別永住者証明書など  
※ 本人確認のための質問をすることがあります。
- ・ 委任状(本人又は同一世帯員以外のみ)
- ・ 請求権限を確認できる書類(第三者のみ)

### ■ 手数料

1通 300円

※ 年金受給のために年金事務所に提出する場合など、法令の規定により手数料を免除できる場合があります。

### ■ 担当窓口

- ・ 各区役所 戸籍課(43ページ参照)
- ・ 行政サービスコーナー(44ページ参照)
- ・ 一部のコンビニ(5ページ参照)

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## (参考) コンビニでの各種証明書の取得

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しなど各種証明書が取得できるサービスです。

### ■ 利用できる方

横浜市に住民登録されている方又は横浜市に本籍がある方で、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードまたはスマートフォンをお持ちの方

※ コンビニ交付で利用できるカードは、マイナンバーカードのみです。  
(印鑑登録証では利用できません。)

### ■ 取得できる証明書など

| 取得できる証明書<br>(市内在住者に限る) | 交付手数料     | 請求対象者        | 備考                                        |
|------------------------|-----------|--------------|-------------------------------------------|
| 住民票の写し                 | 1 通 250 円 | 本人及び同一世帯の方のみ | 除票及び住民票コード入りは取得できません                      |
| 住民票記載事項証明書             |           | 本人のみ         | 市内に印鑑登録されている方のみ                           |
| 印鑑登録証明書                |           | 本人及び同一戸籍の方のみ | 市内に本籍がある方のみ<br>※市外にお住まいの方は事前に利用登録申請が必要です。 |
| 戸籍の附票の写し               | 1 通 450 円 | 本人及び同一戸籍の方のみ |                                           |
| 戸籍(全部・個人事項)証明書         |           |              |                                           |

### ■ 利用時間

午前 6 時 30 分～午後 11 時 (システム休止日を除く)

※ 戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは、平日・土日の午前 9 時～午後 5 時  
(国民の祝日及び国民の祝日の振替休日、国民の休日、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)、システム休止日を除く)

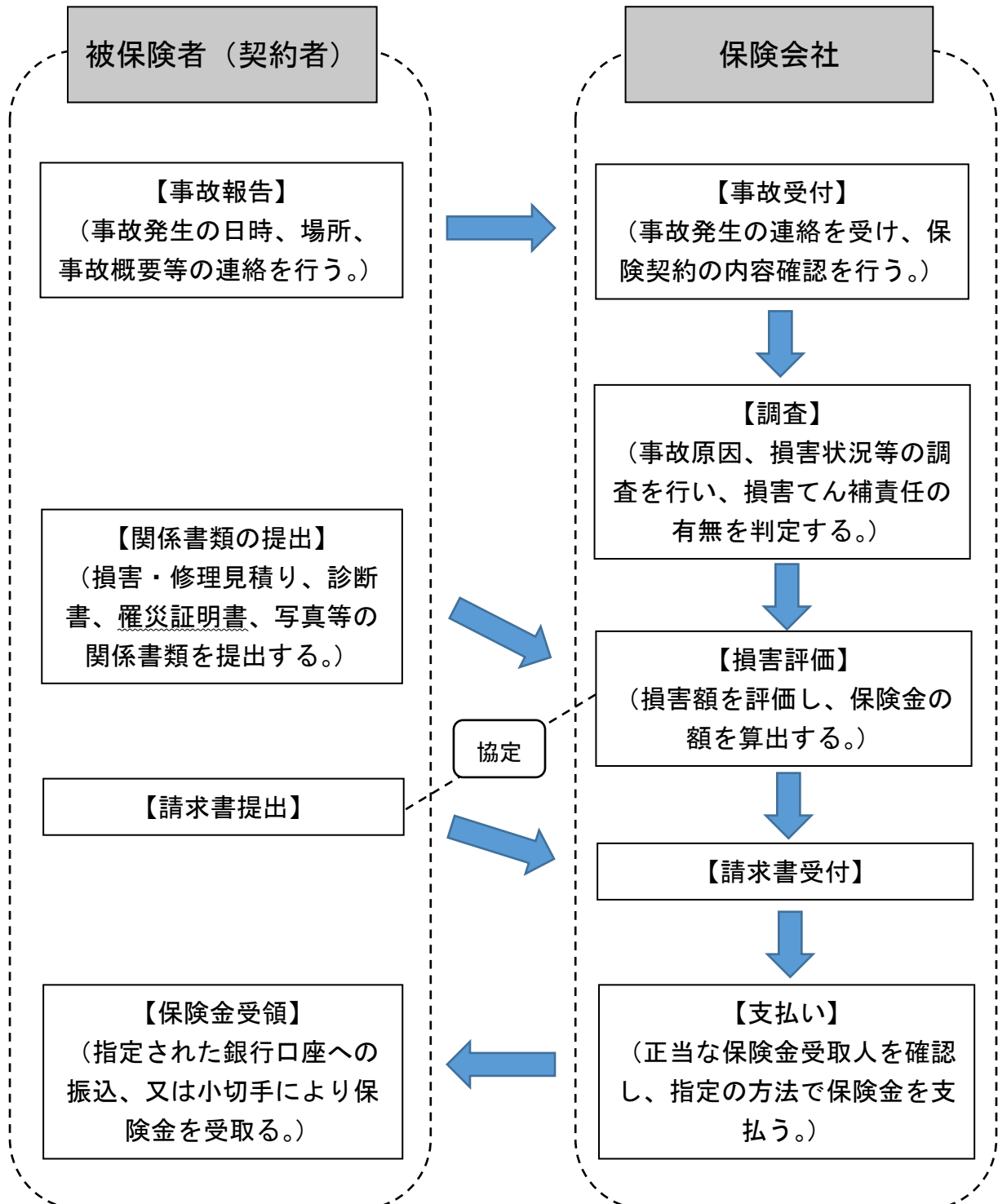
### ■ 利用可能店舗

- ・次の店舗で利用できます。(※マルチコピー機設置店舗に限る)  
セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ローソン・スリーエフ、ミニストップ、イオンリテールなど
- ※ 全国には他にも利用できる店舗があります。

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑤ 保険会社への手続き（各種保険申請）

事故発生から保険金のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。  
ご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、契約保険会社までお問い合わせください。



|      |    |
|------|----|
| チェック | メモ |
|      |    |

## ⑥運転免許証の紛失・焼失

### ■ 手続きの内容

運転免許証を紛失、汚損、破損した場合の再交付手続きです。

### ■ 受付

月曜日から金曜日まで（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く。）の午前8時30分～11時、午後1時～3時30分

### ■ 必要書類

- ・ 運転免許証再交付申請書（用紙は運転免許センターにあります。）
- ・ 運転免許交付・特定免許情報記録申請書（マイナ免許を希望する方、用紙は運転免許センターにあります。）
- ・ 運転免許証等亡失等事実てん末書（用紙は運転免許センターにあります）
- ・ 破（汚）損した場合はその免許証
- ・ 申請用写真 1枚（縦3.0cm×横2.4cm）
- ・ 身分を確認できるもの
- ・ 罹災証明書（罹災証明書が発行されている方のみ）
- ・ マイナ免許を希望の方はマイナンバーカード
- ・ 記載事項の変更を同時に行う場合は、変更を証明する書類
- ・ 海外からの一時帰国の方で、住民登録が日本にない方は、滞在証明書と滞在証明書を書いた人の住民票の写し等
- ・ 手数料 1,500円～2,700円（現在の保有状況と発行を希望する免許証によって、金額が異なります。）
- ・ 外国籍の方 在留資格を確認する書類（在留カード等）

※ 必要書類については、まずは事前にご相談ください。

### ■ その他注意事項

- ・ 有効期間が過ぎた方は、この手続きはできません。
- ・ 代理申請はできませんので、必ず本人が申請にお越しくください。
- ・ 現在、免許証の更新期間中の方は、必ず事前にお問い合わせください。

### ■ 担当窓口

神奈川県運転免許センター（※警察署では行えません）（52 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑥マイナンバーカードの再交付

### ■ 対象となる方(従前、マイナンバーカードの交付を受けている方)

- ・ マイナンバーカードを紛失、焼失、又は著しく損傷した場合
- ・ マイナンバーカードの機能が損なわれた場合

### ■ 本人申請時に必要なもの(再交付申請の際)

- ・ 本人確認書類

A区分の本人確認書類 1点

(例) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)等

または、B区分の書類 2点

(例) 健康保険等の資格証明書、年金手帳、生活保護受給者証、社員証、学生証など

- ・ 罹災証明書等紛失、焼失の事実がわかる書類
- ・ 顔写真(サイズ縦4.5cm×横3.5cm)

本人確認書類の  
区分について ▶



### ■ 再交付手数料

カードの再交付 800円 電子証明書の再交付 200円  
(申請の際にお支払いいただきます)

### ■ 担当窓口

各区役所 戸籍課(43ページ参照)

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑦資格確認書等・介護保険証の紛失・焼失

### ■ 対象となる方

資格確認書等・介護保険証を紛失、焼失、又は汚してしまった方

- 1 国民健康保険資格確認書等
- 2 後期高齢者医療資格確認書等
- 3 介護保険証
- 4 その他の資格確認書等

### ■ 1・2・3の本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

- ・本人確認書類（お持ちでない方は、口頭による生年月日等の確認により申請可能）

### ■ 1・2・3についての再交付手数料

- ・手数料はかかりません。

### ■ 1・2・3についてその他

- ・罹災証明書は必要ありません。

### ■ 担当窓口

- |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険資格確認書等</li> <li>2 後期高齢者医療資格確認書等</li> <li>3 介護保険証</li> <li>4 その他の健康保険資格確認書等</li> </ol> | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">⇒各区役所保険年金課（43 ページ参照）</div> </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-top: 10px;">⇒ご加入の健康保険組合、共済組合などへ</div> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑦年金証書の紛失・焼失

### ■ 対象となる方

年金証書を紛失、焼失、又は汚してしまった方

### ■ 本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

・ 本人確認書類

### ■ 再交付手数料

手数料はかかりません。

### ■ その他

- ・ 罹災証明書は必要ありません。
- ・ 手続きは郵送でもできます。
- ・ 共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。

### ■ 担当窓口

年金事務所（47 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑦年金手帳・基礎年金番号通知書の紛失・焼失

### ■ 対象となる方

年金手帳または基礎年金番号通知書を紛失、焼失、又は汚してしまった方

### ■ 本人申請時に必要なもの（再交付申請の際）

・ 本人確認書類

### ■ 再交付手数料

手数料はかかりません。

### ■ 加入者別の担当窓口

- ・ 紛失等した方が国民年金第1号被保険者の場合は、お近くの年金事務所
  - ・ 厚生年金保険の被保険者の方は、事業所の所在地を管轄する年金事務所
  - ・ 第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先の所在地を管轄する年金事務所
- ※ 手続きは郵送でもできます。

### ■ その他

令和4年4月から、年金手帳は基礎年金番号通知書に切り替わりました。  
そのため、年金手帳をなくした場合、基礎年金番号通知書をなくした場合、  
いずれの場合も基礎年金番号通知書が再発行されます。

### ■ 担当窓口

各年金事務所（47 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

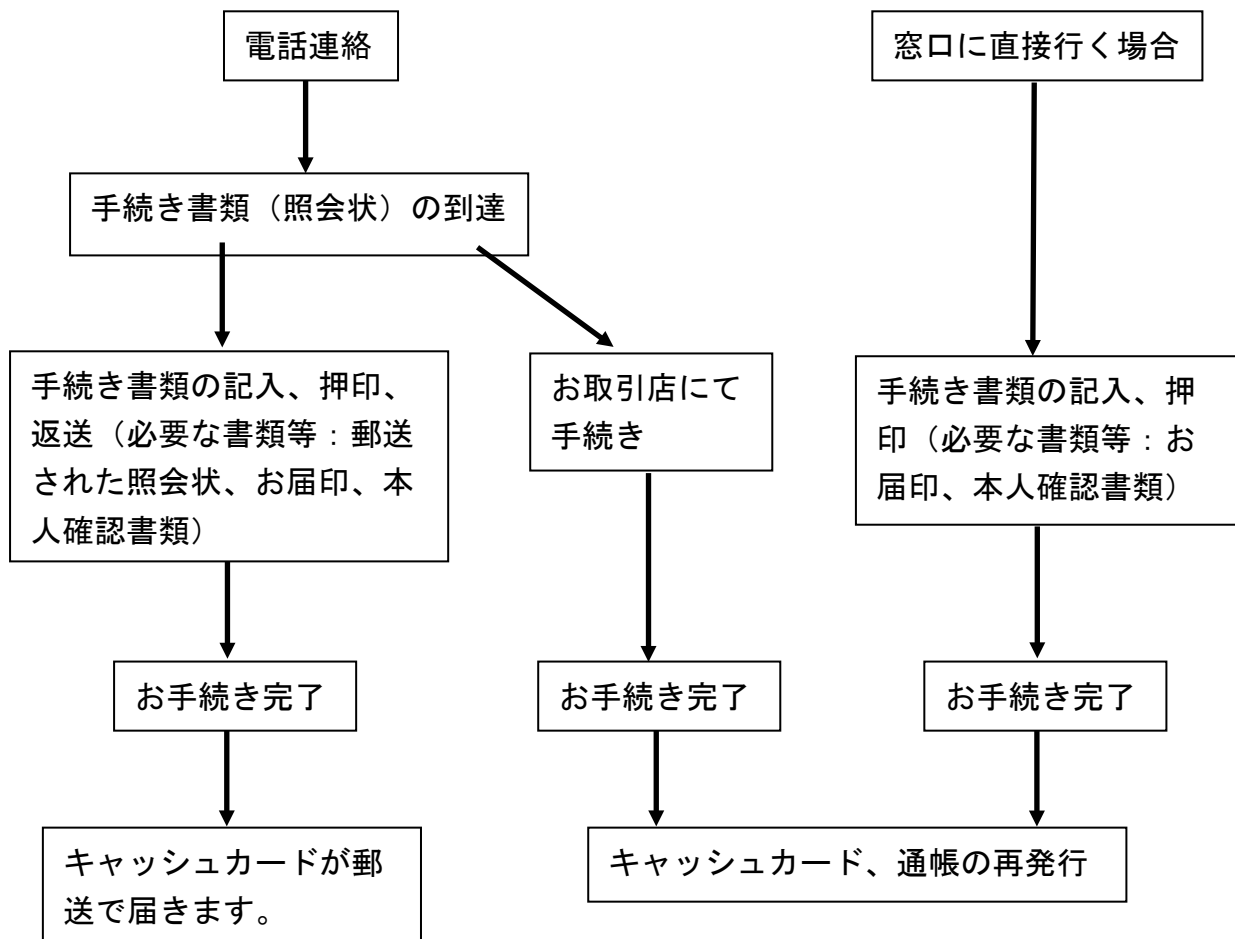
## ⑧預金通帳等（銀行）の紛失・焼失

紛失・焼失から再発行のお受取りまでの一般的な流れは、以下のとおりです。各銀行により手続きが異なることもありますので、預金口座を開設した銀行までお問い合わせください。

### ■ 対象となる方

各銀行の預金通帳を紛失、焼失、又は汚してしまった方

### ■ 手続き



### ■ 手数料

再発行の所定の手数料がかかります。

### ■ その他

全焼した場合等は照会状を送付できないため、窓口手続きとなります。

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑨クレジットカードの紛失・焼失

火災によりクレジットカードを焼失又は紛失した場合は、以下のような手続きを行う必要があります。

- ・カード発行会社に直ちに連絡してください（カード発行会社への通知が遅れた場合、第三者に不正に使用されて、損害にあう可能性も考えられます。）。
- ・紛失や盗難の場合は、警察にも届け出てください。・再発行手続は、カード発行会社により異なりますので、ご加入のカード発行会社にご相談ください。
- ・再発行によりカードの番号が変わった場合、自動引き落とし設定を行っているものについては、新しい番号の登録が必要となることがあります。

### ■ 主なクレジットカード発行会社の紛失時緊急連絡先

- ・三井住友カード：0120-919-456
- ・三菱 UFJ ニコス MUFG カード：0120-107-542  
DC カード：0120-664-476  
NICOS カード：0120-159-674
- ・アメリカン・エクスプレス：0120-020-120
- ・JCB カード：0120-794-082
- ・ミライノカード：0120-794-082
- ・UC カード：03-6688-7669
- ・ビューカード：03-6685-4800
- ・東急カード：0570-015-109
- ・ダイナースクラブカード：0120-074-024
- ・楽天カード：0120-86-6910
- ・オリックス・クレジット：0120-00-0926
- ・三井住友トラストカード：03-6737-0800
- ・NTT グループ VISA カード：044-520-9797
- ・NTT グループ MasterCard：044-520-9767
- ・ライフカード：0120-225331
- ・オリコカード：0120-828-013
- ・ジャックスカード：0120-996-211
- ・セブンカード／セブンカード・プラス：0422-71-7704

※ VISA（ビザ）、MasterCard（マスターカード）は、発行元の企業に連絡が必要です。

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑩携帯電話の紛失・焼失

携帯電話を紛失・焼失した場合は、お近くの契約している携帯電話キャリアショップにご相談ください。

携帯電話キャリアショップ（専売店）以外の量販店や併売店（いわゆる街の携帯ショップ）で購入された方も、専売店にご相談ください。

### ■ まず電話で相談したい場合（主なキャリア）

#### <NTT ドコモとのご契約の場合>

総合お問い合わせ（ドコモインフォメーションセンター）

- ・ 一般電話などから 0120-800-000
- ・ ドコモの携帯電話から 151（無料）

受付時間：9：00～20：00（年中無休）

#### <ソフトバンクとのご契約の場合>

- ・ ソフトバンク カスタマーサポート

“ソフトバンク”の携帯電話から：157（無料）

一般電話から：0800-919-0157（無料）

受付時間：10:00～19:00（年中無休）

#### <ワイモバイルとのご契約の場合>

- ・ ワイモバイル カスタマーサポート

“ワイモバイル”の携帯電話から：151（有料）

その他の携帯電話、固定電話などから：0570-039-151（有料）

受付時間：10:00～19:00（年中無休）

#### <KDDI（au）とのご契約の場合>

- ・ お客さまセンター

一般電話などから 0077-7-111（無料）

上記、電話番号がご利用になれない場合：0120-977-033

auの携帯電話から 157（無料）

受付時間：9:00～20:00（年中無休）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑪電力会社への手続き

大規模な火災時には、火災通報時に消防から東京電力パワーグリッドに連絡され、送電等の応急措置は実施されますが、引っ越し時等により電気の使用を停止する場合は、契約している電力会社へ連絡し、手続きをする必要があります。

自力消火の場合で、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。

なお、引っ越し等より電気の使用を開始する場合は、改めて電力会社との契約が必要になります。

### 【停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ】

東京電力パワーグリッド株式会社

電話：0120-995-007

受付時間：9時～17時（日曜日・祝日・年末年始を除く）

※0120 番号をご利用になれない場合

電話：03-6375-9803（有料）

### ■ 電気工事業者の手配にお困りの場合

お近くの「住宅電気工事センター※」（連絡先は47ページ参照）にご相談ください。

※ 住宅電気工事センターとは、公益社団法人全関東電気工事協会（神奈川県地域協会）、東京電力パワーグリッド株式会社、一般財団法人関東電気保安協会の三者がともに電気安全に携わるものとして、社会的電気保安体制を強化する観点から、低圧のお客さまの電気安全確保ならびにお客さま電気設備等にかかわるサービス向上のための諸活動を推進することを目的に設立した組織です。

電気の安全、安心をご家庭にお届けするため、電気設備の保安点検や軽微な手直し、電気安全に関する相談に応じております。

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑪ ガス会社への手続き

### 【都市ガスをご使用の場合】

大規模な火災時には、火災通報時に消防から東京ガスネットワークに連絡され、応急措置は実施されますが、引っ越し時等の都市ガスの使用停止（廃止）は契約しているガス小売り会社に連絡し、手続きをする必要があります。

### ■ 都市ガスの供給に関する窓口

東京ガスネットワーク株式会社

（ナビダイヤル）0570-023388 （一般ダイヤル）03-6627-6257

※ ナビダイヤルはNTTコミュニケーションズ（株）のサービスです。電話料金はお客さまご負担となります。IP電話・海外からのご利用などナビダイヤルをご利用になれない場合は一般ダイヤルへご連絡ください。

### 【LP ガスをご使用の場合】

建物ごとにガスを入れている販売店は異なります。

集合住宅や賃貸住宅の場合は、建物管理会社又は建物所有者にお問い合わせください。

戸建住宅の場合は、販売店にお問い合わせください。

販売店が分からない場合は、建物に設置されている容器やガスメーターに連絡先が表記されていますので、そちらをご確認願います。

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑪水道の手続き

### ■ 手続きの内容

お引越しをされる場合は、水道の使用中止および使用開始の手続きが必要です。

### ■ 横浜市内への引っ越し

- ・ 使用中止・使用開始とも水道局お客さまサービスセンターで受け付けします。
- ・ 転居先でも、お支払方法の継続（口座振替・クレジットカード払い）が可能です。ご希望の方はご申告ください。
- ・ 転居先でも、個人福祉減免または基本戸数（料金）の適用制度（1個のメーターを2世帯以上で日常生活の用に使用されている場合）の適用をご希望の方は、横浜市内のご転居の場合でも再申請が必要です。

### ■ 横浜市内への引っ越し

- ・ 使用中止の受付は、水道局お客さまサービスセンターで受け付けることができますが、転居先（市外）での使用開始手続きについては、所轄の水道局にご連絡ください。
- ・ 現在（横浜市内）のお支払方法（口座振替・クレジットカード払い）は継続できません。

### ■ 共通事項

- ・ 転居元の料金精算分を転居先へ送付いたします。使用中止日、転居先住所のご申告をお願いします。
- ※ 口座振替、クレジットカード払いをご利用いただいていた方は、精算方法をお選びいただけます。
- ・ 現地精算（お客様宅へ訪問しての精算）をご希望の方は、水道局お客さまサービスセンターにお問い合わせください。
- ・ 使用中止、使用開始ともに現地精算などの特別な場合を除いてお客さまの立ち会いは必要ありません。

### ■ 担当窓口

水道局お客さまサービスセンター

電話：045-847-6262 ほちよんなな（年中無休、24 時間受付）

FAX：045-848-4281

HP：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/toiawase/osc.html>



| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑫浄化槽の手続き

### ■ 対象となる方

浄化槽を管理している方

### ■ 廃止の手続き

浄化槽管理者は、浄化槽を廃止したときは 30 日以内に浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

浄化槽を廃止する場合は、横浜市浄化槽清掃業許可業者に清掃を依頼し、衛生上問題が生じないように消毒等を行ってください。

### ■ 休止の手続き

浄化槽管理者は、概ね 1 年以上にわたって浄化槽の使用を休止する場合は、浄化槽使用休止届出書を提出することができます。

浄化槽使用休止中は、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の義務が免除されます。

また、浄化槽の使用を再開したときは、再開した日から 30 日以内に浄化槽使用再開届出書を提出してください。

### ■ その他

各届出書は、ホームページおよび届出提出先にあります。

### ■ 問合せ・各種届出提出先

資源循環局事業系廃棄物対策課

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 23 階

電話：045-671-2547 fax：045-663-0125

最寄り駅

みなとみらい線「馬車道駅」 1C 出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」 徒歩 3 分

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑬ 固定電話回線の手続き その 1

ご契約の通信事業者へお申し出ください。

仮住まいへの電話移設の必要がある場合は、その旨を依頼してください。  
必要書類等の詳しい内容は、お問合せ時に、ご案内させていただきます。

### ■ 問い合わせ先と受付時間

＜NTT 東日本とのご契約の場合＞

◇加入電話・INS ネット 64・光回線電話・ワイヤレス固定電話をご利用の場合

- ・お問合せ先：NTT 東日本 116 センタ 局番なしの「0120-116000」
- ・受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで  
※土日・年末年始を除き営業

◇ひかり電話・ひかり電話ネクストをご利用の場合

- ・お問合せ先：NTT 東日本フレッツ受付センタ 「0120-116116」
- ・受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで  
※土日・年末年始を除き営業

＜NTT ドコモとの契約（ドコモ光）の場合＞

◇総合お問い合わせ（ドコモインフォメーションセンター）

- ・一般電話などから 0120-800-000
  - ・ドコモの携帯電話から 151（無料）
- 受付時間：9：00～20：00（年中無休）

＜KDDI（au）とのご契約の場合＞

◇お客さまセンター

- ・一般電話などから 0077-7-111（無料）  
上記、電話番号がご利用になれない場合：0120-977-033
  - ・au の携帯電話から 157（無料）
- 受付時間：9:00～20:00（年中無休）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑬固定電話回線の手続き その2

＜ソフトバンクとのご契約の場合＞

- ・ ソフトバンク カスタマーサポート（SoftBank Air／おうちのでんわ）  
0800-1111-820（無料）  
受付時間：10:00-19:00（年中無休）

- ・ ソフトバンク カスタマーサポート（SoftBank 光）  
0800-111-2009（無料）  
受付時間：10:00-19:00（年中無休）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑭郵便局への転居届

### ■ 手続きの内容

お引越しの際には、お近くの郵便局の窓口またはポストに転居届をお出しいただくか、PCまたはスマートフォンなどからインターネットで手続きをしていただくことで、届出日から1年間、旧住所あての郵便物等が新住所に転送されます。

### ■ 窓口・ポストでの手続きに必要なもの

- ・ 転居届用紙（郵便局の窓口にあります。）
- ・ ご本人確認書類
  - ① 個人が転居される場合は、転居届をご提出される方ご本人を確認できる書類
    - ※ 窓口での手続きの場合は、提出者に加えて、転居者のうち1名のご本人確認を実施しています。
  - ② 会社、団体等が転居される場合は、転居届をご提出される方ご本人を確認できる書類

### ■ インターネット上で転居届を受け付けるホームページ

《e 転居（日本郵便）HP》

<https://lp.jpnetn.pf.japanpost.jp/>



- ・ お申し込みにはゆう ID の登録及び本人認証が必要となります。  
詳しくはホームページを参照してください。

### ■ その他

- ・ 転居届受付後、転居の事実確認のため、郵便局社員が旧住所又は新住所（転居先）を訪問することがあります。
- ・ 本人確認にご利用いただける本人確認書類は次の通りです。  
運転免許証・各種健康保険証の資格確認書・運転経歴証明書・  
在留カード・マイナンバーカード・特別永住者証明書
- ・ 詳しくは、お近くの郵便局の窓口にご相談ください。

### ■ 担当窓口

各郵便局

|      |    |
|------|----|
| チェック | メモ |
|      |    |

## ⑮印鑑登録証の手続き

### ■ 手続きの内容

登録した印鑑や印鑑登録証（カード）を紛失したが、印鑑登録証明書が必要な場合は、亡失の届出を行い、再度印鑑登録の申請を行う必要があります。

### ■ 印鑑登録証（カード）を紛失した場合（印鑑登録証亡失届）

| 来庁される方   | 本人                                                                                        | 代理人                                                                                                                                          |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届出に必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録している印鑑</li> <li>・本人確認のできるもの（運転免許証など）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の登録印鑑</li> <li>・代理人の本人確認のできるもの（運転免許証など）</li> <li>・本人自署の委任状（登録印鑑の押印が必要）</li> <li>・代理人の認印</li> </ul> |
| 手続き完了の時期 | 官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類をお持ちの方は即日完了、それ以外の方は文書照会方式                                             | 文書照会方式となり、回答書持参の際に完了                                                                                                                         |

※ 代理人が印鑑登録証亡失届をされ、同時に印鑑登録申請される場合は文書照会方式のみになります（即日登録はできません）。

### ■ 登録している印鑑を紛失した場合（登録印鑑亡失届）

| 来庁される方   | 本人                                                                                                              | 代理人                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届出に必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の印鑑登録証（カード）</li> <li>・本人確認のできるもの（運転免許証など）</li> <li>・本人の登録印</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の印鑑登録証（カード）</li> <li>・本人の登録印</li> <li>・代理人の本人確認のできるもの（運転免許証など）</li> <li>・本人自署の委任状（登録印鑑の押印が必要）</li> <li>・代理人の認印</li> </ul> |
| 手続き完了の時期 | 官公署が発行した顔写真入りの本人確認書類をお持ちの方は即日完了、それ以外の方は文書照会方式                                                                   | 文書照会方式となり、回答書持参の際に完了                                                                                                                                                |

### ■ 担当窓口

各区役所 戸籍課（43 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑩焼損物件の処分

消防と警察による実況見分、保険会社の損害状況調査、不動産の所有者や管理者による確認等の終了後の、焼損物件の処分方法につきましては、物件の所有者または、罹災者が罹災した区にあります各区資源循環局事務所にお問い合わせください。

### ○本市処理施設のごみ受入基準

| 施設名                                | 搬入禁止物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 破砕機の有無<br>搬入条件                         |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 鶴見工場                               | 1 資源化可能な古紙<br>2 産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（横浜市告示第 247 号）に記載された産業廃棄物は除く）<br>3 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定するもの）<br>4 焼却不適物<br>(1) 不燃物<br>(2) 液体<br>(3) 大量の粉末<br>(4) 直径 20cm 以上のもの<br>(5) 長さ 50cm 以上のもの（破砕機を使用する場合は 300 cm 以上のもの）<br>(6) 焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの<br>(7) 感染性廃棄物<br>(8) 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第 2 条に規定するもの）<br>(9) 動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く） | 破砕機なし                                  |
| 鶴見資源化センター                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 直径 20 cm まで<br>長さ 300 cm まで            |
| 旭工場                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 直径 20 cm まで<br>長さ 300 cm まで<br>（手卸しのみ） |
| JFE 横浜金沢マリン<br>エネルギーセンター<br>（金沢工場） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 破砕機なし                                  |
| 都筑工場                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 直径 20 cm まで<br>長さ 300 cm まで            |
| 南本牧第 5 ブロック<br>廃棄物最終処分場            | 1 資源化可能な不燃物<br>2 PCB が付着または混入しているもの<br>3 油分が付着又は混入しているもの<br>4 水中に投じて油膜が生じるもの<br>5 水中に投じて浮遊するもの<br>6 毒物・劇物（※ 1）又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの<br>7 著しい発色性、発泡性、発火性又は臭気を有するもの<br>8 中空であるもの<br>9 概ね 30cm 以上のもの<br>10 可燃物<br>※ 1 水銀使用製品廃棄物（水銀式の体温計や血圧計）も該当します。                                                                                               | 破砕機なし                                  |

### ○横浜家電リサイクル推進協議会受付フリーダイヤル

| 電話番号                                | 受付時間                                                     | 備考                                                                     |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 0120-014-353<br>（総合トランス<br>エィック（株）） | 月～金曜日 9 時～17 時<br>（土曜・祝日・夏季休業・年末年始は除く）                   | 同協議会の回収業者が受付をし、回収します。リサイクル料金はメーカーおよび機器ごとに異なります。<br>家の中からの搬出にも対応（別途料金）。 |
| 0120-632-515<br>（（株）新横浜運<br>送）      | 月～土曜日 9 時～12 時 13 時～17 時<br>（土曜は 15 時まで、祝日・夏季休業・年末年始は除く） |                                                                        |

■ 各施設の所在地や連絡先等は、49、50 ページ参照

|      |    |
|------|----|
| チェック | メモ |
|      |    |

## ⑪一般廃棄物処理手数料の減免

### ■ 支援の内容

火災や、天災等（台風、大雪、地震など）の被害により生じた一般廃棄物を本市廃棄物処理施設に搬入する場合、一般廃棄物処理手数料が免除となります。

一般廃棄物処理手数料の減免範囲は下表の通りです。

| 減免理由      | 詳細                                                                                             | 減免割合 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 天災等を受けた場合 | 暴風雨、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な事故等の被害により生じた廃棄物を、被災者が自ら（※）本市廃棄物処理施設（以下「施設」という。）に搬入するとき。                | 全額   |
| 火災を受けた場合  | 火災により生じた廃棄物を被災者が自ら施設に搬入するとき。<br>ただし、以下の廃棄物を除く。<br>（１）建替え等により生じた廃棄物<br>（２）事業系の廃棄物のうち商品、原材料及び不燃物 | 全額   |

※事業者へ委託する場合でも対象になることがあります。

その場合でも、免除となるのは一般廃棄物処理手数料（１キログラムあたり１３円）のみです。

詳細は被害を受けた場所の行政区の資源循環局収集事務所へお問い合わせください。

### ■ 対象となる方

火災や、天災等による被害を受けた方

### ■ その他注意事項

- ・申請時、各区役所又は各消防署で発行される「罹災証明書等」の提出が必要です。
- ・原則として、「被災後 90 日以内」に申請することが必要です。

### ■ 担当窓口

火災や、天災等による被害を受けた場所の行政区の資源循環局収集事務所  
(49 ページ参照)

※ 必要書類等のご説明のため、あらかじめ収集事務所へお電話のうえ、ご来庁ください。

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑱燃えてしまった現金の引換え その1

被災により火災が生じると、家屋の中にある家具などと一緒にお札や硬貨が燃えてしまうことがあります。これらのお札や硬貨は、損傷したり一部しか残っていなかったりした場合などでも、法令に定める基準を満たせば日本銀行の本店または支店で新しいお金に引換えることができます。

また、一般の銀行や信用金庫などでも引換えることができる店舗があります。

### ■ 損傷現金の引換基準

|    |                                                                                                                               |          |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| お札 | お札の「表・裏両面があること」を条件に、残っている面積を基準として引換えられる。<br>— 紙片が2つ以上になっていたり、灰がお札であることが確認できたケースにおいて、当該各紙片が同一の紙片であると判断できた場合、面積としてカウントされる。      |          |
|    | ①面積の3分の2以上が残っているもの                                                                                                            | 全額として引換え |
|    | ②面積の5分の2以上3分の2未満が残っているもの                                                                                                      | 半額として引換え |
|    | ③面積の5分の2未満しか残っていないもの                                                                                                          | 価値はなく失効  |
| 硬貨 | 硬貨の「模様の認識ができること」を条件に、量目（重さ）を基準として引換えられる。ただし、災害その他やむを得ない事由により量目（重さ）が減少した硬貨については、下記の基準にかかわらず、模様の認識ができることを条件に、額面価格の全額をもって引換えられる。 |          |
|    | ①金貨は、量目の98%以上のもの                                                                                                              | 全額として引換え |
|    | ②金貨以外の硬貨は、量目の2分の1を超えるもの                                                                                                       | 全額として引換え |

### ■ 損傷現金の持込時の整理等

|    |                                                                                 |  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| お札 | ①破れたお札は、できる限り各片を貼り合わせる（記番号の確認、模様の突合、色合いの確認等を行うので、異なったお札の片を貼り合わせないようにする）。        |  |
|    | ②濡れたお札については、できる限り1枚ずつの状態で乾燥させる。                                                 |  |
|    | ③付着物は、できる限り取り除く。                                                                |  |
|    | ④破碎のおそれのあるお札は、箱に入れる等、できる限り原形を崩さぬように持ち込む（灰がバラバラになってしまうと、同一の紙片と判断できず、失効となることがある）。 |  |
| 硬貨 | ①汚れのひどいものは、水洗いのうえ乾燥させる。                                                         |  |
|    | ① 金属片、プラスチック等の付着物はできる限り取り除く。                                                    |  |

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ⑱ 燃えてしまった現金の引換え その2

### ■ 引換依頼窓口

日本銀行（本店） 所在地：東京都中央区日本橋本石町2-1-1  
電 話：03-3277-3729（引換窓口）

日本銀行横浜支店 所在地：横浜市中区日本大通20-1  
電 話：045-661-8141（発券課）

### ■ 引換手続き等

- ・ 引換えは、損傷の程度や数量により相応の時間を要するため、来店の際は事前に電話連絡のうえ、来店日時を調整してください。
- ・ 引換依頼（来店）時には、日本銀行所定の書類に必要事項（氏名、住所、電話番号、依頼金額など）を記入のうえ、提出が必要です。・ 罹災証明書の提出は、不要です。

### ■ 手数料

日本銀行は、手数料を徴収することなく損傷現金の引換えを行います。

### ■ ホームページ

日本銀行が行う損傷現金の引換えに関しては、日本銀行のホームページに掲載しています。

日本銀行HP <https://www.boj.or.jp/>

ホーム>日本銀行について>各種窓口・手続き>損傷したお金の引換え窓口>  
日本銀行が行う損傷現金の引換えについて

日本銀行横浜支店HP <https://www3.boj.or.jp/yokohama/index.html>

ホーム>支店のご紹介>発券課の仕事

⇒【日本銀行HPからのアクセス】

ホーム>日本銀行について>日本銀行の概要>局室研究所、支店、事務所>本店・支店・国内事務所 ⇒ 横浜をクリック>ホーム>支店のご紹介>発券課の仕事

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ①9住まいの確保に関する相談窓口

### ■ 支援の内容

住まいの確保にお困りの方からの相談に応じています。相談の内容によって適切な支援機関の紹介や物件の紹介等を行います。

家賃の一部を補助する各種制度住宅等の紹介を含め、セーフティネット住宅等、民間賃貸住宅のご案内も行っています。

※入居を確約するものではありませんのでご注意ください。

### ■ 受付方法

電話、メール（HP）、窓口（要予約）にて受け付けています。

※ 相談料は無料です

T E L : 0 4 5 - 4 5 1 - 7 8 1 2

H P : <https://yokohama-kyojushien.jp/>

窓 口 : よこはま住まいサポート相談窓口

横浜市神奈川区栄町8番地1

ヨコハマポートサイドビル

横浜市住宅供給公社 本社6階



受付時間：10時～16時（12時～13時、土日・祝日・年末年始を除く）

### ■ 担当窓口

建築局住宅政策課

電話：045-671-4121

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②⑩個人市民税（県民税を含む）の減免及び森林環境税の免除

### ■ 支援の内容

災害により死亡又は生死不明となった場合や、障害者となった場合、もしくは住宅又は家財が滅失等された場合、その状況に応じて市民税（県民税を含む）及び森林環境税の負担を軽減する減免及び免除措置が受けられることがあります。

### ■ 活用できる方

- ・災害によって死亡し、又は生死不明となった方
- ・災害によって障害者となった方
- ・災害によって住宅又は家財が滅失し、又はき損した方（個人市民税（県民税を含む）の場合は前年の合計所得金額が1,000万円以下、森林環境税の場合は前年の合計所得金額が750万円以下の場合）

### ■ 担当窓口

各区役所 税務課（43 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②⑪市税の徴収猶予

### ■ 支援の内容

災害により被害を受け、市税を一時に納税することができない場合、申請をし、その許可を得ることにより、徴収の猶予を受けることができます。

### ■ 活用できる方

納税者（特別徴収義務者を含みます。）で災害により被害を受け、市税を一時に納税することができない方

### ■ 担当窓口

各区役所 税務課（43 ページ参照）

※ 特別徴収義務者の問合せ先は、令和7年度課税分以前は市外に所在する場合に限り、令和8年度課税分以降は所在地を問わず、総務局納税管理課（045-671-3764）です。

|      |    |
|------|----|
| チェック | メモ |
|      |    |

## ②②固定資産税及び都市計画税の減免

### ■ 支援の内容

災害により固定資産に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて、固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

家屋については資産の所在する区の区役所税務課に、償却資産については横浜市償却資産センターに減免の申請をされますと、災害発生の日以降の納期分の税額が、その被害の程度に応じて次のとおり減免されます。

| 区分             | 減免する範囲     | 減免する税額                   |                    |
|----------------|------------|--------------------------|--------------------|
| 固定資産税<br>都市計画税 | 家屋<br>償却資産 | ・ 災害により 5/10 以上の損害を受けた場合 | ・ 災害後の納期分の全額       |
|                |            | ・ 災害により 2/10 以上の損害を受けた場合 | ・ 災害後の納期分の 5/10 の額 |
|                |            | ・ 災害により 1/10 以上の損害を受けた場合 | ・ 災害後の納期分の 2/10 の額 |

※ 災害によって家屋が滅失又は損壊した住宅用地（土地）については、2年度分に限り土地の特例措置が引き続き適用される場合があります。

※ 償却資産に対する損害割合の算定は、当該納税義務者の区内における全ての償却資産の価格に対する被災償却資産の損害価格の割合となります。

### ■ 活用できる方

災害によって損害を受けた固定資産を所有している方

### ■ その他

- ・ 必要に応じて、現地調査を行う場合があります。
- ・ 被害の程度によっては、減免の対象とならないこともあります。

### ■ 担当窓口

【家屋・土地】 各区役所 税務課（43 ページ参照）

【償却資産】 横浜市償却資産センター（44 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②③国民年金保険料の免除等

### ■ 支援の内容

#### 国民年金保険料の免除

国民年金保険料を納めることが困難な方には、申請し審査・承認されると保険料納付が免除される制度があります。

本人、配偶者、世帯主、又は本人や配偶者の属する世帯の他の世帯員が、次のような被害を受けた場合、保険料が免除されます。

・住宅や家財等が全焼、半焼、一部焼失等の被害を受け、その被害が最も大きい財産に係る被害額がおおむね2分の1以上である場合

### ■ 活用できる方

国民年金第1号被保険者

### ■ 担当窓口

各区役所 保険年金課（43 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②④国民健康保険等保険料・一部負担金の減免

### ■ 支援の内容

次の措置が講じられる場合があります。

- ・国民健康保険料及び一部負担金の減免
- ・後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免
- ・介護保険料及び一部負担金の減免

### ■ 担当窓口

各区役所 保険年金課（43 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②5 建物滅失登記

### ■ 手続きの内容

建物滅失登記とは、建物が取り壊されたり、焼失したりして、建物が実際に無くなったときに行う登記手続きのことです。

### ■ 対象となる方

- ・ 所有している建物を取り壊した方
- ・ 地震や火災等の災害により所有している建物が滅失してしまった方

《その他の具体例》

- ・ 建物が存在しないのに登記簿上だけ残っているような場合（取壊し原因が焼失・不明等を含む）
- ・ 以前に建物を取り壊して、現在、他の建物が同じ場所に建っていて、以前の建物の建物滅失登記が未了の場合

### ■ 登記手続案内予約について

登記手続案内は予約制です。

電話又対面による登記申請手続の案内を希望される場合は、事前に電話により予約してください（連絡先は 51 ページ参照）。

ウェブによる手続案内は、以下のアドレスから「法務局手続案内予約サービス」へアクセスし、予約してください。

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

### ■ その他注意事項

- ・ 焼失時は、申請に各区消防署で発行される「罹災証明書」の提出が必要となり、それ以外にもケースにより必要書類が追加となる場合があります。
- ・ 建物の滅失の日から 1 か月以内の登記申請義務があります。

### ■ 担当窓口

滅失した建物の所在地を管轄している法務局（51 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②⑥雑損控除（確定申告）

### ■ 手続きの内容

火災等により、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

### ■ 対象となる方

損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまること。

- 1 資産の所有者が次のいずれかであること。
  - (1) 納税者
  - (2) 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 58 万円以下の者。
- 2 棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

### ■ 雑損控除の金額

次の二つのうちいずれか多い方の金額です。

- 1 (差引損失額)-(総所得金額等)×10%
- 2 (差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5 万円

### ■ 雑損控除を受けるための手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示してください。

また、税務署では、確定申告書等を提出する際に、罹災証明書の添付又は提示をお願いしています。

なお、給与所得のある方は、源泉徴収票等の内容を確定申告書第二表等に記載する必要があります。

税務署等で確定申告書を作成する場合には、所得金額を計算するための参考として、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

※ 雑損控除とは別に、その年の所得金額の合計額が 1,000 万円以下の人が災害にあった場合は、災害減免法による所得税の軽減免除があり、納税者の選択によりどちらか有利な方法を選べます。

### ■ 担当窓口

各税務署（46 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②⑦生活福祉資金の貸付

### ■ 支援の内容

低所得世帯が火災等被災によって生活費が必要なときに少額の貸付を行います（貸付にあたっては審査があります。）。

### ■ 貸付限度額

100,000 円以内で必要な額

### ■ 利子

無利子

### ■ 措置期間

2 か月

### ■ 返済期間

12 か月（相談時に決定します）

### ■ 連帯保証人

不要

### ■ 申込に必要な書類

- ・ 住民票（世帯全員分）
- ・ 借入申込者本人の確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・ 印鑑登録証明証及び実印
- ・ 収入証明関係書類（原則として世帯全員分）
- ・ 預金通帳の写し（資金送金口座の確認用）
- ・ その他、経済的に困っている理由・状況の根拠となる資料（罹災証明書等）

### ■ 担当窓口

各区社会福祉協議会（45 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②⑧生活保護・生活困窮者自立支援制度

### 【生活保護】

「生活保護法」に基づき、収入や資産、他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように支援する制度です(利用にあたっては審査があります。)

### 【生活困窮者自立支援制度】

「生活困窮者自立支援法」に基づき、さまざまな事情により生活にお困りの方、またはそのおそれのある方に対して、その状況に応じ自立に向かっていただけるよう支援する制度です。相談などの人的な支援が中心となっています。

### ■ 支援の内容

#### 【生活保護】

- ・ 最低限度の生活保障  
⇒生活費や家賃等、国の定めた基準に基づき世帯に必要な保護費を支給します。
- ・ 自立に向けた支援  
⇒医療や介護の相談を始め、就職や子の進学に向けた支援、家計のやりくりに関する相談等、各世帯の状況に応じ自立に向けた支援を行います。

#### 【生活困窮者自立支援制度】

- ・ どこに相談したらいいかわからない  
⇒適切な相談窓口へのご案内も含め、区役所内外の関係機関と連携しながら、解決に向けた支援（自立相談支援）
- ・ 住むところがない  
⇒一時的な宿泊場所や食事を提供しながら、自立に向けた支援（一時生活支援）

### ■ 活用できる方

横浜市にお住まいで、生活にお困りの方、またはそのおそれのある方

### ■ 担当窓口

各区役所 生活支援課（43 ページ参照） ※予約不要

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②9義務教育諸学校就学者への就学援助制度 その1

### 【就学援助制度】

お子さんを横浜市立小・中・義務教育学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

#### ■ 援助を受けられる方

児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で同一生計の家族全員の総所得（原則前年分）が限度額以下の方など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭

#### ■ 援助の内容

学用品費、通学用品費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、中学校給食費など。

#### ■ 申請方法

お子さんが通学している学校で配布される「就学援助制度のお知らせ」をお読みのうえ、お知らせについている「就学援助申請書」に必要事項を記入し、証明書等を添付して、お子さんが通学している学校へお申し込みください。

#### ■ 制度についてのお問合せ先

お子さんが通学している学校、もしくは教育委員会学校支援・地域連携課就学係（電話：045-671-3270、fax：045-681-1414）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ②9義務教育諸学校就学者への就学援助制度 その2

### 【私立学校等就学奨励制度】

市内に在住し、お子さんが国立・県立または市内にある私立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）へ通学する方、あるいはお子さんが外国籍で市内の外国人学校（初級部・中級部）へ通学する方で、経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

#### ■ 奨励費を受けられる方

児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で同一生計の家族全員の総所得（前年分）が限度額以下の方など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭

#### ■ 奨励費の内容

学用品費、通学用品費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、学校給食費など。

#### ■ 申請方法

お子さんが通学している学校で6月ごろに配布されるお知らせをお読みのうえ、お知らせについている申請書に必要事項を記入し、証明書等を添付して、お知らせに記載されている申込先へお申し込みください。

#### ■ 制度についてのお問合せ先

お子さんが通学している学校、もしくは教育委員会学校支援・地域連携課就学係（電話：045-671-3270、fax：045-681-1414）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ③⑩保育所等利用料の減免

### ■ 支援の内容

保育所等を利用する児童で、被災に遭い利用料の支払いが困難な場合は、申請により減免の認定を受けられる場合があります。

### ■ 減免の対象

居住する家屋が火災、地震及び風水害により、半壊、全壊、半焼、全焼若しくは床上浸水以上したとき。

### ■ 減免の期間

- 1 住宅、家財等の資産が70%以上の被害を受けたときは、減免事由の生じた日の属する月の翌月から6か月間（全焼、全壊またはそれらに類する状況）。
- 2 住宅、家財等の資産が20%以上の被害を受けたときは、減免事由の生じた日の属する月の翌月から3か月間（半焼、半壊、床上浸水またはそれらに類する状況）。

### ■ その他

次に該当する場合は減免の認定を受けることができませんのでご注意ください。

- 1 利用料が納付済み
- 2 過年度の利用料
- 3 他法又は制度の活用ができるとき。
- 4 虚偽の申請その他不正の行為により免除を承諾された者を発見したとき。

### ■ 担当窓口

各区役所 こども家庭支援課（43 ページ参照）

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ③1 市営住宅への一時入居の手続き

### ■ 支援の内容

- ・被災した住宅の代わりの住宅をご自身で探していただく間、一時的に一部の市営住宅を使用できます。
- ※ 住戸の数に限りがあるため、使用できない場合があります。詳しくは市営住宅課までご相談ください。
- ・一時使用期間は、最大3か月以内とし、その期間中の住宅使用料を免除するものとします。（共益費および光熱費はご負担いただきます。）
- ・部屋はお選びいただけません。
- ・市営住宅への入居手続ではないため、一時使用後に継続して住み続けることはできません。

### ■ 対象となる方

以下の要件を満たす方が対象です。

- 1 横浜市内において、災害により住宅を失った方で、被災してから1か月以内の方。ただし故意又は重過失により住宅を失った方は除きます。
- 2 住宅が被災したことが罹災証明書により確認できること。
- 3 横浜市内に居住していることが住民票により確認できること。

### ■ 申請方法

- 1 事前に建築局市営住宅課（045-671-2923）へご相談ください。
- 2 要件等を確認後、指定管理者事務所窓口に次の書類を提出してください。

- (1) 市営住宅一時使用許可書
- (2) 一時使用しようとする者全員が記載された住民票の写し
- (3) 罹災証明書

※申請書を受理してから使用開始まで1週間程度のお時間をいただきます。

### ■ その他

- ・光熱水費（電気・ガス・水道・電話等）は使用者のご負担となります。使用の開始及び、終了の手続きは使用者が行います。
- ・退去又は期間満了の10日前までに指定管理者事務所に連絡の上、返還届を提出してください。
- ・退去にあたって、住宅の原状回復をしていただきます。修繕が必要となる場合には、修繕費を請求します。

### ■ 担当窓口

建築局 市営住宅課  
電話：045-671-2923

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ③②横浜市コールセンター

区役所や市役所での各種手続・窓口案内のほか、市の施設・イベント情報・市営交通の案内などのお問合せについて、ご案内する窓口です。

### ■ 受付時間

午前 8 時～午後 9 時（土日祝日を含む毎日）

### ■ 問合せ先

電話 045-664-2525

ファクス 045-664-2828

※サービス向上のために、お問合せ内容を録音しております。

### 【多言語対応】

・対応言語 英語・中国語・スペイン語・韓国語・タガログ語

### ■ その他

- ・個人情報や専門的なお問合せの場合、担当部署のご案内やお取次ぎを行います。
- ・市役所・区役所の閉庁時間帯（午後 5 時 15 分～翌朝 8 時 45 分）には開庁時間帯に掛けなおしをお願いすることがあります。

お問い合わせの多い質問を Q & A 形式でまとめています。

横浜市 よくある質問



| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ③③横浜市犯罪被害者等支援事業

### ■ 支援内容と対象者

放火による犯罪被害にあった被害者とその家族、遺族からの御相談に応じ、各種支援を行います。

| 項 目       | 内 容                                                             | 対 象 者                                                |
|-----------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 精神的被害への支援 | 専門資格を持つカウンセラーによる、無料カウンセリング(10回まで)                               | 放火による被害にあった被害者とその家族、遺族                               |
| 法律問題への支援  | 弁護士による無料法律相談(2回まで)                                              |                                                      |
| 転居支援※     | 犯罪被害により居住することが困難となった住居から、新たな住居に転居するための費用の一部を助成                  | 放火による被害によって転居を余儀なくされた被害者とその家族、遺族                     |
| 家事及び介護支援※ | 犯罪被害により困難となった日常生活に対し、必要な家事や介護等のホームヘルプの利用費用の一部を助成                | 放火による被害によって死亡した被害者の遺族、または加療1カ月以上の重傷病を負った被害者          |
| 一時保育支援※   | 犯罪被害により困難となった就学前の子の保育に対し、一時保育の費用の一部を助成                          |                                                      |
| 配食支援※     | 犯罪被害により困難となった食事の用意に対し、配食サービスの利用費用の一部を助成                         |                                                      |
| 経済的負担の軽減  | 犯罪被害によって生じる経済的な負担を軽減できるよう、支援金を支給<br>・遺族支援金 30万円<br>・重傷病支援金 10万円 | 放火による被害によって死亡した被害者の遺族、または加療1カ月以上かつ入院3日間以上の重傷病を負った被害者 |

### ■ 申請方法・その他

- ・ 支援には一定の要件があります。また、上記の表の※の項目については、自費による利用後の請求払いとなりますが、費用の助成には要綱に定められた要件があります。まずは担当窓口へお問い合わせください。

### ■ 担当窓口

- ・ 市民局人権課 横浜市犯罪被害者相談室  
電話:045-671-3117 FAX :045-681-5453  
Eメール: [sh-cvsoudan@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-cvsoudan@city.yokohama.lg.jp)
- ・ 受付は平日の午前9時から午後5まで

| チェック | メモ |
|------|----|
|      |    |

## ③④横浜市消費生活総合センター

### ■ 支援の内容

商品・サービスなどの消費者トラブルについて、消費者からの相談をお受けし、解決にむけた助言などを行っております。

火災に乗じた消費者トラブルの被害にあわれてしまった場合は、ご相談ください。

### ■ 受付時間

平日 午前9時から午後6時

土日 午前9時から午後4時45分

### ■ 相談先

電話 045-845-6666

ファックス 045-845-7720

### ■ その他

- ・電子メールでの相談をご希望の方は横浜市消費生活総合センターのホームページから、「相談窓口のご案内はこちら」をクリックし、「メールで相談する」をクリックしてご利用ください。

ご相談の際は確認事項を必ずお読みください。

横浜市消費生活総合センターホームページ

<https://www.yokohama-consumer.or.jp/>

- ・面接相談も行っております。

ご希望の方は、必ず上記電話番号までご予約をお願いいたします。

各消防署 警防課 調査担当 連絡先一覧

| 消防署名    | 所在地            | 電話番号<br>(代表) | 最寄り駅                  |
|---------|----------------|--------------|-----------------------|
| 鶴見消防署   | 鶴見区鶴見中央 3-20-1 | 045-503-0119 | 京急鶴見駅、JR 鶴見駅          |
| 神奈川消防署  | 神奈川区広台太田町 3-8  | 045-316-0119 | 東急反町駅、JR 東神奈川駅、京急仲木戸駅 |
| 西消防署    | 西区戸部本町 50-11   | 045-313-0119 | 京急戸部駅、相鉄平沼橋駅          |
| 中消防署    | 中区山吹町 2-2      | 045-251-0119 | JR 関内駅、地下鉄伊勢佐木長者町駅    |
| 南消防署    | 南区浦舟町 2-33     | 045-253-0119 | 地下鉄阪東橋駅、京急黄金町駅        |
| 港南消防署   | 港南区港南 4-2-10   | 045-844-0119 | 地下鉄港南中央駅              |
| 保土ヶ谷消防署 | 保土ヶ谷区神戸町 140-5 | 045-342-0119 | 相鉄星川駅、相鉄天王町駅          |
| 旭消防署    | 旭区鶴ヶ峰 1-4-12   | 045-951-0119 | 相鉄鶴ヶ峰駅                |
| 磯子消防署   | 磯子区磯子 2-1-3    | 045-753-0119 | JR 磯子駅、JR 根岸駅         |
| 金沢消防署   | 金沢区泥亀 2-9-1    | 045-781-0119 | 京急金沢八景駅、京急金沢文庫駅       |
| 港北消防署   | 港北区大豆戸町 26-1   | 045-546-0119 | 東急大倉山駅                |
| 緑消防署    | 緑区中山町 4-36-19  | 045-932-0119 | JR 中山駅                |
| 青葉消防署   | 青葉区市ヶ尾町 33-1   | 045-974-0119 | 東急市が尾駅                |
| 都筑消防署   | 都筑区茅ヶ崎中央 32-1  | 045-945-0119 | 地下鉄センター南駅             |
| 戸塚消防署   | 戸塚区戸塚町 4144    | 045-881-0119 | JR 戸塚駅、地下鉄戸塚駅         |
| 栄消防署    | 栄区桂町 301       | 045-892-0119 | JR 本郷台駅               |
| 泉消防署    | 泉区和泉中央北 5-1-1  | 045-801-0119 | 相鉄いずみ中央駅              |
| 瀬谷消防署   | 瀬谷区二ツ橋町 190    | 045-362-0119 | 相鉄三ツ境駅                |

各区役所 連絡先一覧

| 区役所名    | 所在地            | 電話番号<br>(代表) | 最寄り駅                               |
|---------|----------------|--------------|------------------------------------|
| 鶴見区役所   | 鶴見区鶴見中央 3-20-1 | 045-510-1818 | JR「鶴見」駅、京急線「京急鶴見」駅                 |
| 神奈川区役所  | 神奈川区広台太田町 3-8  | 045-411-7171 | JR「東神奈川」駅、東急東横線「反町」駅、京急線「京急東神奈川」駅  |
| 西区役所    | 西区中央 1-5-10    | 045-320-8484 | 京急線「戸部」駅、相鉄本線「平沼橋」駅                |
| 中区役所    | 中区日本大通 35      | 045-224-8181 | JR「関内」駅、市営地下鉄「関内」駅、みなとみらい線「日本大通り」駅 |
| 南区役所    | 南区浦舟町 2-33     | 045-341-1212 | 市営地下鉄「阪東橋」駅、京急線「黄金町」駅              |
| 港南区役所   | 港南区港南 4-2-10   | 045-847-8484 | 市営地下鉄「港南中央」駅                       |
| 保土ヶ谷区役所 | 保土ヶ谷区川辺町 2-9   | 045-334-6262 | 相鉄本線「星川」駅                          |
| 旭区役所    | 旭区鶴ヶ峰 1-4-12   | 045-954-6161 | 相鉄本線「鶴ヶ峰」駅                         |
| 磯子区役所   | 磯子区磯子 3-5-1    | 045-750-2323 | JR「磯子」駅                            |
| 金沢区役所   | 金沢区泥亀 2-9-1    | 045-788-7878 | 京急線「金沢文庫」駅、シーサイドライン・京急線「金沢八景」駅     |
| 港北区役所   | 港北区大豆戸町 26-1   | 045-540-2323 | 東急東横線「大倉山」駅                        |
| 緑区役所    | 緑区寺山町 118      | 045-930-2323 | JR・市営地下鉄「中山」駅                      |
| 青葉区役所   | 青葉区市ヶ尾町 31-4   | 045-978-2323 | 東急田園都市線「市が尾」駅                      |
| 都筑区役所   | 都筑区茅ヶ崎中央 32-1  | 045-948-2323 | 市営地下鉄「センター南」駅                      |
| 戸塚区役所   | 戸塚区戸塚町 16-17   | 045-866-8484 | JR・市営地下鉄「戸塚」駅                      |
| 栄区役所    | 栄区桂町 303-19    | 045-894-8181 | JR「本郷台」駅                           |
| 泉区役所    | 泉区和泉中央北 5-1-1  | 045-800-2323 | 相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅                    |
| 瀬谷区役所   | 瀬谷区二ツ橋町 190    | 045-367-5656 | 相鉄本線「三ツ境」駅                         |

横浜市償却資産センター（総務局償却資産課）

| 名称              | 所在地                      | 電話番号<br>(代表) | 場所                  |
|-----------------|--------------------------|--------------|---------------------|
| 横浜市償却資産<br>センター | 中区山下町2番地<br>産業貿易センタービル5階 | 045-671-4384 | みなとみらい線<br>「日本大通り」駅 |

各行政サービスコーナー 連絡先一覧

| 名称    | 所在地            | 電話番号<br>(代表) | 場所                                |
|-------|----------------|--------------|-----------------------------------|
| 鶴見駅西口 | 鶴見区豊岡町2-20     | 045-586-0975 | JR 鶴見駅西口「フーガ<br>1（西友）」前           |
| 横浜駅   | 西区高島2-25-5     | 045-453-2525 | 横浜駅地下1階みなみ<br>通路                  |
| 上大岡駅  | 港南区上大岡西1-9-B-1 | 045-848-0171 | 市営地下鉄上大岡駅<br>「バスターミナル改札<br>口」前    |
| 港南台   | 港南区港南台3-3-1    | 045-835-2664 | JR 港南台駅そば「港南<br>台214ビル」3階         |
| 二俣川駅  | 旭区二俣川2-50-14   | 045-366-6615 | 相鉄線二俣川駅「ジョ<br>イナステラス1」5階          |
| 新横浜駅  | 港北区新横浜2-100    | 045-475-1301 | 市営地下鉄新横浜駅<br>「日産スタジアム側改<br>札付近」   |
| 日吉駅   | 港北区日吉2-1-1     | 045-565-0013 | 東急東横線・目黒線・<br>新横浜線日吉駅「定期<br>券売場」奥 |
| あざみ野駅 | 青葉区あざみ野2-1-2   | 045-903-8291 | 東急田園都市線あざみ<br>野駅「エトモあざみ<br>野」1階   |
| 戸塚    | 戸塚区戸塚町16-17    | 045-862-6641 | JR 戸塚駅西口<br>戸塚区総合庁舎2階             |
| 東戸塚駅  | 戸塚区品濃町692      | 045-825-4994 | JR 横須賀線東戸塚駅1<br>階東口バスターミナル<br>前   |

各区社会福祉協議会 連絡先一覧

| 区社協名             | 所在地                                   | 電話番号<br>(代表) | 最寄り駅               |
|------------------|---------------------------------------|--------------|--------------------|
| 鶴見区<br>社会福祉協議会   | 鶴見区鶴見中央 4-37-37、<br>リオベルデ鶴声 2 階       | 045-504-5619 | JR 鶴見駅、京急鶴<br>見駅   |
| 神奈川区<br>社会福祉協議会  | 神奈川区反町 1-8-4、はー<br>と友神奈川内             | 045-311-2014 | 東急反町駅、JR 東<br>神奈川駅 |
| 西区<br>社会福祉協議会    | 西区高島 2-7-1、ファース<br>トプレイス横浜 3 階        | 045-450-5005 | JR 横浜駅、地下鉄<br>横浜駅  |
| 中区<br>社会福祉協議会    | 中区山下町 2、産業貿易セ<br>ンタービル 4 階            | 045-681-6664 | みなとみらい線日本<br>大通り駅  |
| 南区<br>社会福祉協議会    | 南区浦舟町 3-46、浦舟複<br>合福祉施設 8 階           | 045-260-2510 | 地下鉄阪東橋駅、京<br>急黄金町駅 |
| 港南区<br>社会福祉協議会   | 港南区港南 4-2-8、3 階                       | 045-841-0256 | 地下鉄港南中央駅           |
| 保土ヶ谷区<br>社会福祉協議会 | 保土ヶ谷区川辺町 5-11、<br>かるがも 3 階            | 045-341-9876 | 相鉄星川駅              |
| 旭区<br>社会福祉協議会    | 旭区鶴ヶ峰 1-6-35                          | 045-392-1123 | 相鉄鶴ヶ峰駅             |
| 磯子区<br>社会福祉協議会   | 磯子区磯子 3-1-41、磯子<br>センター 5 階           | 045-751-0739 | JR 磯子駅             |
| 金沢区<br>社会福祉協議会   | 金沢区泥亀 1-21-5、いき<br>いきセンター金沢内          | 045-788-6080 | 京急金沢文庫駅            |
| 港北区<br>社会福祉協議会   | 港北区大豆戸町 13-1、吉<br>田ビル 206             | 045-547-2324 | 東急大倉山駅             |
| 緑区<br>社会福祉協議会    | 緑区中山町 2 丁目 1-1<br>ハーモニーみどり 1 階        | 045-931-2478 | JR 中山駅、地下鉄<br>中山駅  |
| 青葉区<br>社会福祉協議会   | 青葉区市ヶ尾町 1169-22                       | 045-972-8836 | 東急市が尾駅             |
| 都筑区<br>社会福祉協議会   | 都筑区荏田東 4-10-3、港<br>北ニュータウンまちづく<br>り館内 | 045-943-4058 | 地下鉄センター南駅          |
| 戸塚区<br>社会福祉協議会   | 戸塚区戸塚町 167-25<br>戸塚区福祉保健活動拠点<br>1 階   | 045-866-8434 | JR 戸塚駅、地下鉄<br>戸塚駅  |
| 栄区<br>社会福祉協議会    | 栄区桂町 279-29<br>栄区福祉保健活動拠点内            | 045-894-8521 | JR 本郷台駅            |
| 泉区<br>社会福祉協議会    | 泉区和泉中央南 5-4-13<br>いずみ中央相鉄ライフ M 3<br>階 | 045-802-2150 | 相鉄いずみ中央駅           |
| 瀬谷区<br>社会福祉協議会   | 瀬谷区二ツ橋町 469、せや<br>まる・ふれあい館内           | 045-361-2117 | 相鉄三ツ境駅             |

# 各税務署 連絡先一覧

| 税務署名                                                                                                    | 所在地                           | 電話番号<br>(代表) | 最寄り駅                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 神奈川                                                                                                     | 港北区大豆戸町 528-5                 | 045-544-0141 | JR 新横浜駅、JR 菊名駅、東急菊名駅、東急大倉山駅、地下鉄新横浜駅 |
|  管轄区域：神奈川区、港北区         |                               |              |                                     |
| 鶴見                                                                                                      | 鶴見区鶴見中央 4-38-32               | 045-521-7141 | JR 鶴見駅、京急鶴見駅                        |
|  管轄区域：鶴見区              |                               |              |                                     |
| 戸塚                                                                                                      | 戸塚区吉田町 2001                   | 045-863-0011 | JR 戸塚駅、地下鉄戸塚駅                       |
|  管轄区域：戸塚区、栄区、泉区        |                               |              |                                     |
| 保土ヶ谷                                                                                                    | 保土ヶ谷区帷子町 2-64                 | 045-331-1281 | JR 保土ヶ谷駅、相鉄天王町駅                     |
|  管轄区域：保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区    |                               |              |                                     |
| 緑                                                                                                       | 青葉区市ヶ尾町 22-3                  | 045-972-7771 | 東急市が尾駅                              |
|  管轄区域：緑区、青葉区、都筑区     |                               |              |                                     |
| 横浜中                                                                                                     | 中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎 2 階・3 階 | 045-651-1321 | みなとみらい線馬車道駅、JR 桜木町駅、JR 関内駅          |
|  管轄区域：中区、西区          |                               |              |                                     |
| 横浜南                                                                                                     | 金沢区並木 3-2-9                   | 045-789-3731 | シーサイドライン幸浦駅、京急能見台駅                  |
|  管轄区域：南区、磯子区、金沢区、港南区 |                               |              |                                     |

各年金事務所 連絡先一覧

| 年金事務所名                                                                                                                                  | 所在地                                      | 電話番号<br>(代表) | 最寄り駅                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 鶴見                                                                                                                                      | 鶴見区鶴見中央 4-33-5、T<br>G 鶴見ビル 2・4 階         | 045-521-2641 | JR 鶴見駅、京急鶴見駅                   |
|  管轄区域：鶴見区、神奈川区                                         |                                          |              |                                |
| 港北                                                                                                                                      | 港北区大豆戸町 515                              | 045-546-8888 | JR 新横浜駅、地下鉄新横浜駅                |
|  管轄区域：港北区、緑区、青葉区、都筑区                                   |                                          |              |                                |
| 横浜中                                                                                                                                     | 西区みなとみらい 3-3-1<br>KDX 横浜みなとみらいタワ<br>ー6 階 | 045-641-7501 | JR 桜木町駅、地下鉄桜木町駅、みなとみらい線みなとみらい駅 |
|  管轄区域：西区、中区（国民年金、年金相談）<br>西区、中区、南区、磯子区、金沢区、港南区（厚生年金保険） |                                          |              |                                |
| 横浜西                                                                                                                                     | 戸塚区川上町 87-1、ウエル<br>ストン 1 ビル 2 階          | 045-820-6655 | JR 東戸塚駅                        |
|  管轄区域：保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区                         |                                          |              |                                |
| 横浜南                                                                                                                                     | 南区宿町 2-51                                | 045-742-5511 | 地下鉄蒔田駅                         |
|  管轄区域：南区、磯子区、金沢区、港南区（国民年金、年金相談）                      |                                          |              |                                |

神奈川県地域協会 各住宅電気工事センター 連絡先一覧

| 住宅電気工事<br>センター名 | 所在地                          | 電話番号         | 受け持ちエリア                                                    |
|-----------------|------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------|
| 鶴見              | 鶴見区鶴見中央 3-26-4<br>鶴見商工会館 2 階 | 045-502-0272 | 鶴見区、港北区（一部を除く）、神奈川区（一部を除く）                                 |
| 高島              | 西区御所山町 18-2                  | 045-261-0667 | 神奈川区（一部を除く）、保土ヶ谷区（一部を除く）、西区、中区（一部を除く）、南区（一部を除く）、港北区（一部を除く） |
| 中               | 中区三吉町 4-1<br>神奈川電気工事会館 2 階   | 045-252-6879 | 磯子区、港南区（一部を除く）、中区（一部を除く）、南区（一部を除く）、金沢区                     |
| 中山              | 緑区中山 3-34-38<br>楠原医院 2 階     | 045-931-6639 | 緑区、青葉区、都筑区、保土ヶ谷区（新井町、上菅田町）                                 |
| 戸塚              | 戸塚区戸塚町 2885                  | 045-864-8834 | 戸塚区、泉区、栄区、港南区（一部を除く）                                       |
| 旭               | 旭区笹野台 3-5-9                  | 045-391-3467 | 旭区、瀬谷区                                                     |

各資源循環局事務所 連絡先一覧

| 事務所名    | 所在地              | 電話番号<br>(代表) | 最寄り駅                      |
|---------|------------------|--------------|---------------------------|
| 鶴見事務所   | 鶴見区小野町 39        | 045-502-5383 | JR 鶴見小野駅                  |
| 神奈川事務所  | 神奈川区千若町 3-1-43   | 045-441-0871 | 京急神奈川新町駅                  |
| 西事務所    | 西区浜松町 11-4       | 045-241-9773 | 相鉄西横浜駅                    |
| 中事務所    | 中区錦町 11-2        | 045-621-6952 | JR 根岸駅                    |
| 南事務所    | 南区睦町 1-1-2       | 045-741-3077 | ブルーライン吉野町駅                |
| 港南事務所   | 港南区日野南 3-1-2     | 045-832-0135 | JR 港南台駅                   |
| 保土ヶ谷事務所 | 保土ヶ谷区狩場町 355     | 045-742-3715 | JR 保土ヶ谷駅、京急井土ヶ谷駅          |
| 旭事務所    | 旭区白根 2-8-1       | 045-953-4811 | 相鉄西谷駅                     |
| 磯子事務所   | 磯子区新磯子町 6        | 045-761-5331 | JR 磯子駅、JR 根岸駅             |
| 金沢事務所   | 金沢区幸浦 2-2-6      | 045-781-3375 | シーサイドライン並木中央駅             |
| 港北事務所   | 港北区大豆戸町 1238     | 045-541-1220 | JR 新横浜駅、ブルーライン新横浜駅、東急大倉山駅 |
| 緑事務所    | 緑区長津田みなみ台 5-1-15 | 045-983-7611 | JR 長津田駅、東急長津田駅            |
| 青葉事務所   | 青葉区市ヶ尾町 2039-1   | 045-975-0025 | 東急市が尾駅                    |
| 都筑事務所   | 都筑区平台 27-2       | 045-941-7914 | グリーンライン都筑ふれあいの丘駅          |
| 戸塚事務所   | 戸塚区川上町 415-8     | 045-824-2580 | JR 東戸塚駅                   |
| 栄事務所    | 栄区上郷町 1570-1     | 045-891-9200 | 京急金沢八景駅                   |
| 泉事務所    | 泉区和泉町 5874-14    | 045-803-5191 | 相鉄いずみ野駅                   |
| 瀬谷事務所   | 瀬谷区二ツ橋町 548-2    | 045-364-0561 | 相鉄三ツ境駅                    |

各資源循環局施設 連絡先一覧

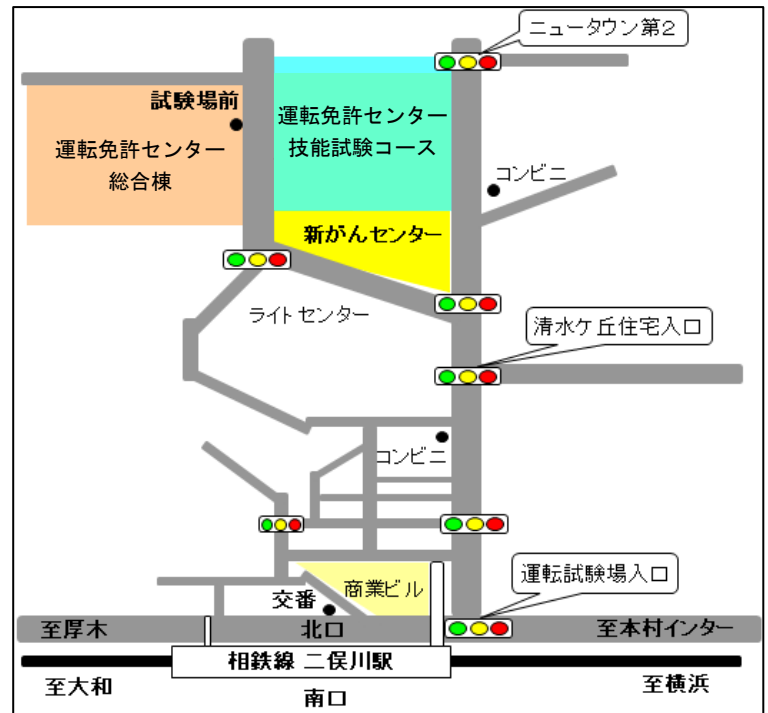
| 事務所名                       | 所在地                       | 電話番号<br>(代表)                                                                         | 休業日             |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場          | 中区南本牧3番の1及び4番の1地先         | 045-625-9647                                                                         | 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 |
| 栄<br>ストックヤード               | 栄区上郷町 1570-1              | お申し込み：<br>粗大ごみ受付センター<br>(0570-200-530)<br>※携帯電話や通話料割引サービスを利用されている方は、<br>045-330-3953 | 日曜日、年末年始        |
| 長坂谷<br>ストックヤード             | 緑区寺山町 745-45              |                                                                                      | 日曜日、年末年始        |
| 神明台<br>ストックヤード             | 泉区池の谷 3949-1<br>(神明台処分地内) |                                                                                      | 日曜日、年末年始        |
| 鶴見<br>資源化センター              | 鶴見区末広町 1-15-1<br>(鶴見工場内)  |                                                                                      | 日曜日、年末年始        |
| 鶴見工場                       | 鶴見区末広町 1-15-1             | 045-521-2191                                                                         |                 |
| 旭工場                        | 旭区白根 2-8-1                | 045-953-4851                                                                         |                 |
| JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場） | 金沢区幸浦 2-7-1               | 045-784-9711                                                                         |                 |
| 都筑工場                       | 都筑区平台 27-1                | 045-941-7911                                                                         |                 |

各横浜地方法務局 連絡先一覧

| 法務局名                                                                                                  | 所在地                         | 電話番号<br>(代表) | 最寄り駅                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------|---------------------------------------------|
| 横浜地方法務局<br>(本局)                                                                                       | 中区北仲通 5-57<br>横浜第 2 合同庁舎    | 045-641-7461 | みなとみらい線「馬車道」駅                               |
|  管轄区域：中区、西区、南区       |                             |              |                                             |
| 神奈川出張所                                                                                                | 神奈川区七島町 117                 | 045-431-5353 | 京急「子安」駅                                     |
|  管轄区域：神奈川区、保土ヶ谷区、鶴見区 |                             |              |                                             |
| 金沢出張所                                                                                                 | 金沢区泥亀 2-7-1                 | 045-782-4993 | 京急「金沢八景」駅、<br>京急「金沢文庫」駅                     |
|  管轄区域：金沢区、磯子区        |                             |              |                                             |
| 青葉出張所                                                                                                 | 青葉区荏田西 1-9-12               | 045-973-2020 | 東急田園都市線「市が尾」駅                               |
|  管轄区域：緑区、青葉区        |                             |              |                                             |
| 港北出張所                                                                                                 | 港北区新横浜 3-24-6<br>横浜港北地方合同庁舎 | 045-474-1280 | JR 市営地下鉄「新横浜」駅                              |
|  管轄区域：港北区、都筑区      |                             |              |                                             |
| 戸塚出張所                                                                                                 | 戸塚区戸塚町 2833                 | 045-871-3912 | JR 市営地下鉄「戸塚」駅（徒歩は約 25 分かかりますので、バスのご利用が便利です） |
|  管轄区域：戸塚区、泉区       |                             |              |                                             |
| 栄出張所                                                                                                  | 栄区小菅ヶ谷 1-6-2                | 045-895-3071 | JR「本郷台」駅                                    |
|  管轄区域：港南区、栄区       |                             |              |                                             |
| 旭出張所                                                                                                  | 旭区柏町 113-2                  | 045-365-1300 | 相鉄「南万騎が原」駅                                  |
|  管轄区域：旭区、瀬谷区       |                             |              |                                             |

【神奈川県運転免許センター】

- ・ 所在地：旭区中尾 1－1－1
- ・ 電話：045-365-3111
- ・ 最寄り駅：相鉄線二俣川駅



平成 29 年 10 月 初版  
平成 30 年 5 月 第 2 刷  
令和元年 5 月 第 3 刷  
令和元年 10 月 第 4 刷  
令和 2 年 7 月 第 5 刷  
令和 3 年 6 月 第 6 刷  
令和 4 年 6 月 第 7 刷  
令和 5 年 6 月 第 8 刷  
令和 6 年 6 月 第 9 刷  
令和 7 年 6 月 第 10 刷  
令和 8 年 6 月 第 11 刷  
令和 8 年 9 月 第 12 刷

**【編集】**

横浜市消防局 予防部予防課調査係

電話：045-334-6406

令和 8 年 9 月